

仙台生まれ横浜育ち 1980年生 42歳
山形ロータリークラブ 所属
SMBC日興証券株式会社には2003年に入社
宇都宮・京都・福岡・東京を経て
山形へ一昨年4月に赴任
趣味はゴルフとスノーボード（インストラクター）



SMBC日興証券 ワンポイント税務2023年度税制改正大綱のポイント

相続・資産承継関連

相続時精算課税制度の見直し 【2024年1月1日以後の贈与財産について適用】	① 暦年課税制度の基礎控除110万円とは別に、相続時精算課税制度でも基礎控除10万円を控除できることとする。 ② 贈与者の相続時に、相続財産に加算する贈与財産の価額は、①の控除後の残額とする。
生前贈与加算の加算期間等の見直し 【2024年1月1日以後の贈与財産に係る相続税について適用】	① 相続又は遺贈により財産を取得したが、その相続開始前年以内（現行3年以内）に被相続人から贈与により財産を取得した場合は、下記の合計額を相続財産に加算する。 イ、相続開始前年以内の贈与財産・その財産の価額 ロ、イ以外の期間の贈与財産・その財産の合計額が400万円を控除した残額 ② 2027年1月1日以後の相続から生前贈与の加算期間が順次延長され、2031年1月1日以後の相続から加算期間が7年となる。
①教育資金、②結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長・見直し 【2023年4月1日以後に取得する金銭等に係る相続税・贈与税について適用】	① 教育資金の一括贈与の特例（適用期限を延長 2026年3月31日まで）する。 ・贈与者死亡時に教育資金に充てられていない管理残額がある場合で、その贈与者の課税価格が5億円を超えるときは、管理残額を、相続等により取得したものとみなす。 ② 結婚・子育て資金の一括贈与の特例（適用期限を延長 2025年3月31日まで）する。

個人所得課税

NISA 制度の抜本的な拡充 恒久化 【2024年1月1日以後の投資について適用】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>一般NISA</th> <th>つみたてNISA</th> <th>成長投資枠</th> <th>つみたて投資枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間投資上限額</td> <td>120万円</td> <td>40万円</td> <td>240万円</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>併用の可否</td> <td colspan="2">1年ごとに選択</td> <td>併用可能（年間最大60万円）</td> <td>併用可能（年間最大60万円）</td> </tr> <tr> <td>生涯投資上限額</td> <td>600万円</td> <td>800万円</td> <td>1,800万円（うち成長投資枠200万円）</td> <td>1,800万円（うち成長投資枠200万円）</td> </tr> <tr> <td>投資可能期間</td> <td>2023年まで</td> <td>2042年まで</td> <td>2024年1月1日以後、無期限</td> <td>2024年1月1日以後、無期限</td> </tr> <tr> <td>非課税期間</td> <td>投資した年から最長年間（保有額が100万円未満）</td> <td>投資した年から最長0年間</td> <td>無期限</td> <td>無期限</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現行		改正案		一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠	年間投資上限額	120万円	40万円	240万円	120万円	併用の可否	1年ごとに選択		併用可能（年間最大60万円）	併用可能（年間最大60万円）	生涯投資上限額	600万円	800万円	1,800万円（うち成長投資枠200万円）	1,800万円（うち成長投資枠200万円）	投資可能期間	2023年まで	2042年まで	2024年1月1日以後、無期限	2024年1月1日以後、無期限	非課税期間	投資した年から最長年間（保有額が100万円未満）	投資した年から最長0年間	無期限	無期限	※ 2023年末に非課税口座内にある商品は、新制度における非課税限度額とは別枠で、現行の取扱いを継続する。
項目	現行		改正案																																	
	一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠																																
年間投資上限額	120万円	40万円	240万円	120万円																																
併用の可否	1年ごとに選択		併用可能（年間最大60万円）	併用可能（年間最大60万円）																																
生涯投資上限額	600万円	800万円	1,800万円（うち成長投資枠200万円）	1,800万円（うち成長投資枠200万円）																																
投資可能期間	2023年まで	2042年まで	2024年1月1日以後、無期限	2024年1月1日以後、無期限																																
非課税期間	投資した年から最長年間（保有額が100万円未満）	投資した年から最長0年間	無期限	無期限																																
極めて高い水準の所得に対する課税の見直し 【2025年分以後の所得税について適用】	下記①>②の場合には、その超過の金額に相当する所得税を課税する。 ①（その年分の基準所得金額 \times 3.3億円） \times 2.5% ② その年分の基準所得税額（その年分の基準所得金額に係る一定の所得税の額） ※ 申告不要制度を適用しない場合の合計所得金額（特別控除後の金額）NISA制度の非課税所得等の一定の所得を除く。																																			
特定中小会社が設立の際に発行した株式（特定株式）の取得に要した金額の控除等の特例（スタートアップ支援）の創設 【適用時期は未定】	個人投資家が保有する上場株式等を売却してスタートアップ企業に再投資する場合、下記の優遇措置が創設される。 ① 投資時 特定株式の取得に要した金額の合計額を、その取得年の一般株式等又は上場株式等の譲渡所得金額から控除する。 ② 譲渡時 譲渡所得計算上、特定株式の取得価額は、実際の取得価額から投資時に①で控除した金額の30%を超え、その超過部分を控除した金額とする。 なお、譲渡損が生じた場合には、他の株式（一般株式等、上場株式等）の譲渡益と通算し、その年に通算しきれない損失翌年以後3年間繰越控除できる。																																			

SMBC日興証券 ワンポイント税務2023年度税制改正大綱のポイント

法人課税

オープンイノベーション促進税制の見直し	事業会社から一定のスタートアップ企業に対する出資について、その投資額の相当額の所得控除（損金算入）ができる制度について、次の見直しを行う。 親金の払込みによる出資（取得制度）の見直し ① 払込みにより取得した特定株式について、対象となる取得価額を50億円に引き下げる（現行100億円）。 ② 既に議決権の過半数の株式を有しているスタートアップ企業に対する出資を対象から除外する。 取得発行株式の購入による取得（対象の拡充） 対象となる特定株式に、発行法人以外の者から購入した一定の要件を満たすスタートアップ企業の株式で、その取得により議決権の過半数を有することとなるものを加える（取得価額要件5億円以上、上限100億円）。
株式交付制度における所得計算の特例の見直し	株式交付により、保有する株式（株式交付子会社株式）を譲渡し、株式交付親会社株式の交付を受けた場合、その譲渡した株式の譲渡損益に対する課税を繰り延べる計算の特例について、株式交付親会社が特定の同族会社に該当する場合を除く。 【2023年10月1日以後に行われる株式交付に適用】。
消費税	
適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る見直し	① 2023年10月1日から2026年9月30日までの日の属する課税期間において、免税事業者であった者がインボイス発行事業者になったことにより、事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合の納税額率額に対する消費税額の2割に軽減する。 ② 基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が行う1万円未満の取引について、帳簿のみインボイス不要で仕入税額控除を可能とする。【2023年10月1日から2029年9月30日まで】。 ③ 売上げに係る対価の返還等（返品・値引き・割戻し）の金額が1万円未満の場合、返還インボイスの交付を不要とする。 ④ 免税事業者がインボイス発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受ける場合の登録申請書の提出期限を、課税期間の初日の15日前までに繰り上げる。（現行月前日）

その他

参考）防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の創設	防衛費の財源として2027年度において兆円強を確保するため、2024年以降の適切な時期に次の税制措置を講ずる。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>現行</th> <th>改正案（24年以降）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>-</td> <td>防衛費財源：（基準法人税額-500万円）\times4~4.5%</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>復興特別所得税：基準所得税額\times2.1% 課税期間 2037年12月31日まで</td> <td>防衛費財源：基準所得税額\times1.0% 復興特別所得税：基準所得税額\times1.1% 課税期間 延長（期間未定）</td> </tr> <tr> <td>たばこ税</td> <td>-</td> <td>1本あたり18円相当の引き上げを段階的に実施</td> </tr> </tbody> </table>	税目	現行	改正案（24年以降）	法人税	-	防衛費財源：（基準法人税額-500万円） \times 4~4.5%	所得税	復興特別所得税：基準所得税額 \times 2.1% 課税期間 2037年12月31日まで	防衛費財源：基準所得税額 \times 1.0% 復興特別所得税：基準所得税額 \times 1.1% 課税期間 延長（期間未定）	たばこ税	-	1本あたり18円相当の引き上げを段階的に実施
税目	現行	改正案（24年以降）											
法人税	-	防衛費財源：（基準法人税額-500万円） \times 4~4.5%											
所得税	復興特別所得税：基準所得税額 \times 2.1% 課税期間 2037年12月31日まで	防衛費財源：基準所得税額 \times 1.0% 復興特別所得税：基準所得税額 \times 1.1% 課税期間 延長（期間未定）											
たばこ税	-	1本あたり18円相当の引き上げを段階的に実施											

会長 大河原 章 幹事 相田日出夫 例会 毎週木曜 12:30~13:30 旅館 エビスヤ 事務局 山形県高島町高島911-2-2F tel 0238-52-5440 fax 52-5444

本日の例会 [2634 th] 2023. 1. 26
（一社）高島青年会議所
理事長 藤田裕一郎氏
専務理事 加藤 健吾氏

前回の例会 [2633 th] 2023. 1. 19
SMBC日興証券株式会社
支店長 赤城博之氏

- ・点鐘12時30分 大河原 章会長
- ・ロータリーソング 四つのテスト
それでこそロータリー
- ・ソングリーダー 青木道春君
- ・S A A 加藤由香里君

会長あいさつ

大河原 章 会長

皆さんこんにちは。本日のゲストスピーカーをご紹介します。SMBC日興証券株式会社 山形支店長 赤城博之様です。今年の景気動向はどのようなのでしょうか。気になるところですが、後ほどスピーチをお願いいたします。

先日、木村健彦君のお見舞いに行って来ました。ご本人とはお会いできませんでしたが、奥様の話では暖かくなったら会社にも出てこれると思いますとの事でした。

また、私は見に行けませんが、15日に高島町の伝統行事「大日如来わらじみこしまつり」が行われ、裸にさらし姿の担ぎ手が重さ300キロのわらじみこしを肩に乗せて練り歩き、無病息災や家内安全を願いました。私は安久津八幡神社の三重塔の前で、安久津地区のお斎灯焼きに参加してきました。秋に刈り取った青竹と萱と藁でお斎灯をつくり、古いお札や正月飾り等を焼き払い家内安全を祈願しました。

お神酒もたっぷりいただいて翌日がちょっと大変でした。それではごゆっくりお食事をお取り下さい。

《出席報告》

会員数 43名 出席者数 20名 出席率 46.51 %
前回修正43名 出席者数 43名 出席率 100.0 %

次回の例会 [2635 th] 2023. 2. 2
特定非営利活動法人 花未来
理事長 川合久子氏

《会長の時間》

・今年の年男に「うさぎのマスコット」をプレゼント。



鈴木 征治君 長谷川 平内君

<入会希望候補者>

株式会社 高橋建設 代表取締役 高橋 宏之氏
（職業分類：総合建設業）推薦者：鈴木司郎君

《幹事報告》

相田日出夫 幹事

・町「小さな親切」の会で当クラブ元会員 安藤好氏が全国表彰の最高賞である内閣官房長官賞を受賞しました。

《委員会報告》

広報情報委員会 福島 悟 副委員長

- ・ガバナー月信裏表紙のお悔やみ欄に後藤康太郎さんと井田裕子さんが掲載されております。
- ・ロータリーの友20Pに職業奉仕月間特集として2800地区第6 Gr白鷹RC今野正明氏が紹介されております。
- ・49Pのパズルを解いて幸福を招いて下さい。

スマイルBOX

・広介賞の審査員を引き受けていただいたさだまさし氏が高島町の「ふるさと納税」もご協力していただきました。鈴木 征治君

・ゲストには遠いところからお越しいただき感謝いたします。小平 和広君

・ゲストには前回コロナで中止になり、一年越しになりましたがご来訪いただきありがとうございます。皆川 賢治君